

様式第 9 の 2 (第 4 条の 8 関係) (平27経産令 6・全改、令元経産令 1・令 2 経産令92・一部改正)

【書類名】 商標法第 5 条第 4 項の物件提出書 (国際商標登録出願)

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿
(特許庁審判長 殿)
(特許庁審査官 殿)

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【提出物件の目録】

【物件名】 商標法第 5 条第 4 項の物件 1

〔備考〕

- 1 「【あて先】」は、特許庁審査官の命令による場合はその命令を発した特許庁審査官、特許庁審判長の命令による場合はその命令を発した特許庁審判長、その他の場合は特許庁長官とする。
- 2 「【出願番号】」には、「国際登録第〇〇〇〇〇〇〇号」又は「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に事後指定が記録された国際登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のように記載する。
- 3 「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載する。
- 4 「【提出者】」の欄に記載すべき者が 2 人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【提出者】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

【提出者】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
- 5 「【代理人】」の欄に記載すべき者が 2 人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【代理人】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 6 その他は、様式第2の備考1から4まで、21、23、29から31まで及び40から43までと同様とする。